

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北海道財務局長	
【提出日】	平成29年3月9日	
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス	
【英訳名】	Gene Techno Science Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成	
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地	
【電話番号】	011-876-9571（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目10番8号	
【電話番号】	03-3517-1353（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 谷 匡治	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	301,897,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	199,800株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数：100株

(注) 1. 平成29年3月9日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	199,800株	301,897,800円	150,948,900円
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	199,800株	301,897,800円	150,948,900円

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,511	755.5	1株	平成29年3月27日	-	平成29年3月27日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であります。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行は行われなないこととなります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部	札幌市中央区北二条西九丁目1番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
301,897,800円	4,500,000円	297,397,800円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及び変更登記費用等となります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達した資金は後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本資本業務提携にて伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社（以下、「伊藤忠ケミカルフロンティア」といいます。）と共同開発を行うバイオシミラー（以下、「本バイオシミラー」といいます。）の開発資金に充当するものであります。具体的な開発品目の使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
バイオシミラー事業		
当社で開発中の本バイオシミラーの商用原薬生産に向けた製造スケールアップ及び品質の検討にかかる費用	297.3	平成29年4月～ 平成30年9月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途または金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。その際には速やかにその旨を開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

当社は、これまでの資金調達で得た資金により、複数のバイオシミラーパイプライン（開発中の医薬品ごとのプロジェクトのこと。）について、開発における技術的難易度、市場性、提携先の探索状況、当社の資金繰り状況等、多面的に検討したうえで、優先順位を付けて開発を進めてまいりました。今回、それらのパイプラインの中で、本バイオシミラーは原薬開発が順調に進捗し、今後、商用原薬生産に向けた製造スケールアップ並びに当該製造方法で製造した原薬の品質に関する検討へ開発段階を進めてまいります。これらの検討にかかる費用として、本第三者割当増資による手取金297.3百万円を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	
名称	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社
本店の所在地	東京都港区北青山二丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 宮崎 勉
資本金	1,100百万円
主な事業の内容	医薬関連及び精密化学品の輸出入、国内販売等
主たる出資者及び出資比率	伊藤忠商事(株) 100%
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当該会社は、当社の普通株式83,800株（本第三者割当実施前の保有割合0.89%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	資本業務提携契約を締結しております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成25年5月にフィルグラスチムバイオシミラー（がん疾患のバイオ医薬品GBS-001）の上市を実現し、その後も複数のバイオシミラーの開発を進め、バイオ医薬品開発ノウハウを着実に蓄積しております。さらに、本事業年度第1四半期には、ノーリツ鋼機株式会社グループの一員となり、同社の社会的信用力を得るとともに、研究開発資金の後ろ盾を獲得し、経営基盤の安定化を図ってまいりました。以後は、既存のバイオシミラーパイプラインの開発の着実な推進やバイオシミラーの新たなパイプラインの追加、並びに再生医療事業等を含めた新規バイオ事業立上げに向けて、鋭意事業を推進しております。

当社は、以上のようなバイオ医薬品の研究開発において、自社で製造設備等を有しないファブレス型のビジネスモデルを採用しております。このファブレス型の研究開発体制はプロジェクト毎に最適な製造委託先と協働体制を敷くことができる融通性、計画変更等に柔軟に対応できる迅速性が特徴です。この特性を最大限活用し、バイオ医薬品事業の価値を着実に高めるためには、開発段階に応じ適時適切な製造委託先に業務委託し、きめ細やかにプロジェクトを推進していくことが重要と考えております。このため、当社は常日頃から質の高い技術とサービスを提供できる製造委託先を確保するべく国内外問わず情報収集を行い、また、当社が開発中の複数のバイオ医薬品の研究開発を通じて得られる技術や薬事等に関する最新のノウハウを蓄積しております。

一方、資本業務提携先である伊藤忠ケミカルフロンティアは、東京証券取引所市場第一部に上場している伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）の100%子会社である社会的信用力の高い企業であります。同社は、世界中の原薬・製剤メーカーから高品質の医薬品原料及び医薬品を仕入れ、日本の製薬企業等に安定的に供給する事業を行っております。特にジェネリック医薬品市場の拡大に伴い安定供給の重要性が増す中で、同社は、海外供給メーカーの自主査察、自社試験室における品質試験及び管理並びに薬事申請業務対応を充実させることで、医薬品の安定供給の基盤を支えております。さらに同社は、近年需要が大幅に増加している抗がん剤分野において、他社に先んじてジェネリック抗がん剤の輸入事業に着手し、我が国におけるジェネリック抗がん剤の普及の一端に貢献しております。

このような状況下、当社は平成25年8月5日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日付で同社と資本業務提携契約を締結し、バイオシミラー1品目（以下、「バイオシミラーA」といいます。）について共同開発をスタートさせ、現在も順調に開発を推進しております。

今般、上述のバイオシミラーAとは別に当社が別途開発を進めてきた本バイオシミラーにつきましても、その事業化に一定の目処が立ったため、当社は同社と共同開発について協議を重ねてまいりました。その結果、当社が持つバイオシミラーの開発ノウハウと、同社がこれまでにジェネリック医薬品事業で培ってきた開発・製造ノウハウ及び国内外の製薬会社とのネットワークを駆使した情報収集力を組み合わせることで、本バイオシミラーのさらなる迅速な開発が可能との判断に至ったことから、両社で共同開発を行うことといたしました。今般の資本業務提携は、かかる本バイオシミラーの共同開発を目的とした業務提携契約の締結並びに提携へのコミットメントとして資本提携を行うものであり、本資本業務提携により創出される当社の新たな企業価値及び株主価値は、当該価値の最大化に資するものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 199,800株

e 株券等の保有方針

割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティアは、当社との提携関係を強化し、本バイオシミラーの共同開発を円滑に進めることを目的として、本第三者割当増資による新株式を引き受け、原則として長期的に保有する方針である旨を、当社は書面で確認しております。

なお、当社は、割当予定先が本第三者割当増資により取得した新株式の全部または一部を払込期日から2年以内に譲渡した場合は、当該譲渡に関する内容を直ちに当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である伊藤忠ケミカルフロンティアの財務諸表を入手し、同社の業況は堅調に推移しており、本第三者割当増資に係る払込金額を十分に上回る流動性の高い資産を同社が保有していることを確認しております。加えて、同社は親会社である伊藤忠商事との間でグループファイナンスを行っており、機動的な資金の貸借が可能であります。当社は、平成29年3月期第3四半期における伊藤忠商事の連結財務諸表を入手し、現金及び現金同等物の残高が591,621百万円あることを確認しており、割当予定先は払込みに要する十分な資金調達余力を有するものと判断いたしました。

g 割当予定先の実態

資本業務提携先である伊藤忠ケミカルフロンティアは、東京証券取引所市場第一部に上場している伊藤忠商事の100%子会社であります。当社は伊藤忠商事が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において、基本方針として「反社会的勢力および団体とは、断固として対決する」旨並びに具体的対応要領10か条をマニュアルとして整備されている旨が明記されていることを確認いたしました。加えて、本日付で資本業務提携先と締結した出資契約書及び業務提携契約書において、反社会的勢力とは関係がない旨の表明及び保証を受けており、当該表明及び保証に違反した場合は契約を解除できる旨の条項を設けております。さらに、当社は社内規程に基づきインターネット検索サイトによるキーワード検索を用いた反社会的勢力調査を実施し、その結果、資本業務提携先及び伊藤忠商事並びに両社の役員全員・主要株主について、反社会的勢力との関係が疑われる情報は認められませんでした。これらの結果から、資本業務提携先及びその役員・主要株主が反社会的勢力には該当せず、また反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。なお、当社は、資本業務提携先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年3月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,573円に対し3.94%のディスカウントである1,511円といたしました。

参考までに、当該発行価額は取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去1ヶ月間の終値の平均株価1,577円に対し4.19%のディスカウント、同過去3ヶ月間の終値の平均株価1,593円に対し5.15%のディスカウント、同過去6ヶ月間の終値の平均株価1,543円に対し2.07%のディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当増資における発行価額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることとされており、当該発行価額は当該指針に準拠するものであり、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名全員（うち2名は社外監査役）は、当該発行価額は上述の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により増加する株式数は199,800株であり、当社の平成29年3月8日現在の発行済株式総数9,368,123株(総議決権数93,661個)に対して2.13%(議決権比率2.13%)の割合で希薄化が生じます。

なお、当社は平成28年12月22日付で第三者割当により株式を発行しております(以下、「別件第三者割当」といいます。)。本第三者割当増資は、別件第三者割当から6ヶ月以内を実施されるものであり、別件第三者割当により増加した株式数343,407株と本第三者割当増資により増加する株式数199,800株を合計すると543,207株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数9,024,716株に対して6.02%の希薄化となります。

本第三者割当増資は、上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途、(2)手取り金の使途」を具体的施策として開発品目の推進及び創出を行い、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、両社の経営資源を組み合わせることで、当該開発品目の事業化を推進することを目指しております。この度の開発品目の推進にあたっては、上述のとおり調達資金額が妥当であると考え、当該調達資金額を上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、a 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり合理的な発行価額で割り戻し、伊藤忠ケミカルフロンティアへの割当株式数及び議決権比率を決定いたしました。なお、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、e 株券等の保有方針」に記載のとおり、伊藤忠ケミカルフロンティアは、本第三者割当増資による新株式について、当社との提携関係を強化し、バイオ医薬品の開発を円滑に進める目的に照らして原則として長期的に保有する方針であるとのことであり、伊藤忠ケミカルフロンティアによる当社株式の早期一括売却によって市場において当社株式への売り圧力が高まる可能性は低いと考えております。以上より、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であると判断いたしております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社(旧社名 合同会社Launchpad12)	東京都港区麻布十番1丁目10番10号	5,235,916	55.90%	5,235,916	54.74%
J S R 株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号	343,407	3.67%	343,407	3.59%
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	83,800	0.89%	283,600	2.96%
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番8号	277,600	2.96%	277,600	2.90%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	158,400	1.69%	158,400	1.66%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	128,400	1.37%	128,400	1.34%
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	100,000	1.07%	100,000	1.05%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	94,400	1.01%	94,400	0.99%
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	71,600	0.76%	71,600	0.75%
河南 雅成	東京都文京区	54,000	0.58%	54,000	0.56%
計	-	6,547,523	69.91%	6,747,323	70.53%

(注) 1. 第三者割当増資前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年10月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)、平成28年10月以降の新株予約権行使並びに平成28年12月22日に実施した第三者割当増資による増加株式数を加算し、平成29年3月8日までに大量保有報告書等により確認できる異動を加味して、算出しております。

2. 第三者割当増資後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、第三者割当増資前の株式数をもとに、本第三者割当により増加する株式数を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成28年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成29年3月9日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（数）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年4月13日 （注1）	816,327	3,701,769	1,000,000	3,037,041	1,000,000	2,940,308
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日 （注2）	801,589	4,503,358	751,752	3,788,794	751,752	3,692,060
平成28年10月1日 （注3）	4,503,358	9,006,716	-	3,788,794	-	3,692,060
平成28年10月1日～ 平成28年12月5日 （注4）	18,000	9,024,716	4,500	3,793,294	4,500	3,696,560
平成28年12月22日 （注5）	343,407	9,368,123	250,000	4,043,294	250,000	3,946,561

（注1）平成28年4月13日に第三者割当にてノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社（旧社名：合同会社 Launchpad12）へ発行した新株式であります。

（注2）新株予約権の行使による増加であります。

（注3）平成28年10月1日付で1株を2株に株式分割したことによる増加であります。

（注4）新株予約権の行使による増加であります。

（注5）平成28年12月22日に第三者割当にてJ S R株式会社へ発行した新株式であります。

2. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月9日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年3月9日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月9日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成28年6月30日提出）

提出理由

平成28年6月29日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月29日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、河南雅成、天野芳和、谷匡治、松島陽介、中村大介、山元雄太の6氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、林昭彦、森正人、甚野章吾の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
河南 雅成	32,226	239	0	（注）	可決 99.18
天野 芳和	32,363	102	0	（注）	可決 99.60
谷 匡治	32,363	102	0	（注）	可決 99.60
松島 陽介	32,359	106	0	（注）	可決 99.59
中村 大介	32,360	105	0	（注）	可決 99.59
山元 雄太	32,359	106	0	（注）	可決 99.59
第2号議案					
林 昭彦	32,366	100	0	（注）	可決 99.61
森 正人	32,379	87	0	（注）	可決 99.65
甚野 章吾	32,365	101	0	（注）	可決 99.60

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第16期）	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第17期第3四半期）	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月13日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田辺 拓央

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月28日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行について、平成28年4月13日付で払込みが完了している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月28日付で、株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合の保有する株式会社ジーンテクノサイエンスの第2回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権について、権利行使があった。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、合同会社Launchpad12が平成28年4月15日から実施していた株式会社ジーンテクノサイエンスの普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付けが平成28年5月30日をもって終了し、平成28年6月6日付で、合同会社Launchpad12は株式会社ジーンテクノサイエンスの親会社及び主要株主である筆頭株主となっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジーンテクノサイエンスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺田 昭仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺 拓央
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。